

明治十八年二月一日發兌 禁賣買

上田郷友會月報

第壹號

上田郷友會

上田図書館寄贈完成

意氣壯。虎賁禁が何んと逞し

裏面に、編輯者、小河滋次郎、山極勝三郎、勝俣英吉郎、村上浩、中島弥、會計、宇川信三、中島弥、幹事、宇川信三、上田郷友會規則が十九条より成つて居る。

第三条會員として「會員は上田地方所生の者若くは上田地方に縁故ある者に限る」

第四条に會員を通常會員、特別會員と為す。通常會員は東京横浜其の他交通便利の地に留寓して常に本會の集會に出席すべき者を云ふ、出席可能を會員の資格とした。

第六条會合、毎月一回集會を開くものとす。

第八条に會日は第一日曜日と定め午後一時より開會するもの

とす、と規定。

第十二条に、毎月一回本會記事論説、雜錄緊要事項を採集して之を印刷發兌し、以て會員に頒布するものとす。名づけて上田郷友會月報とす。

第十三条に演説、演說せんとする者は前日に於て之を幹事に届出可し幹事は其の有志者を抽籤せしめて順次を定む。

但し月報の論説は主として會員の演說せるものを載す、と規定演說でも容易のものでなかつた。

明治十八年一月四日に例會を神田福田屋に開いた、其の演說が上田郷友會第一号の論文である。即ち、

緒言

今や社會ハ益々複雑ヲ極メ

文學ニ技芸ニ農ニ工ニ商ニ

皆ナ彬々タリ蓋シ人智ハ日

月ト共ニ進ミ駿々乎トシテ

更ニ底止スル処アルヲ知ラ

ス而シテ相會相互競争ノ器

ハ愈々利ナリ嗚呼此ノ間ニ

身ヲ処シ邦ヲ保ツハ亦容易

ノ業ニ非ラサルナリ眼ヲ放

テ世界ノ邦國ヲ見ヨ英ニ仏

ニ獨ニ魯ニ各經營スル処ア

リ兵艦ハ益々快疾隊伍ハ益

々整練以テ奇獲ヲ待ツ嗚呼

危イカナ我國ハ東洋ノ一孤

島ナリ然レトモ愛國ノ士ハ

其ノ獨立ヲ永ク保持シ日章

ヲシテ万邦ニ輝カシムルニ

從事ス可キナリ今日ハ日本

唐土天竺ノ舊天地ニハ非ラ

サルナリ我國ハ東洋ノ一孤

島ナリ然レトモ愛國ノ士ハ

其ノ獨立ヲ永ク保持シ威名

ヲ轟カシムルニ拮据ス可キ

ナリ講ス可キハ其ノ術ニ在

リ究ム可キハ其ノ手段ニ在

リ而シテ先ノ文學技芸農工

商ノ者其ノ隆盛ヲ見ザレハ

利器ノ以テ強敵ヲ拒セキ

我國ノ獨立ヲ永続スルニ足

ラス抑モ我國ヲシテ欧米各

國ヲ凌駕セシメント欲スル

モノハ須ク文學技芸農工商

ノ進歩ヲ謀ラサル可カラス

而シテ又夫ノ進歩ヲ望マバ

宜シク先ツ其ノ道ノ可ナル

モノヲ撰ラビ而シテ後不屈

攜以テ之レニ當ラサル可カ

ラス蓋シ一國ハ郡一郡ハ邑

ヨリ成ル一國ノ隆盛ヲ企圖

スルモノハ先ツ郡邑ヨリ始

ム可シ然ラハ則チ終ニ一國

ノ隆盛ヲ結果ス可キハ見易

キノ理ナリ況ヤ此際各郡邑

間ニ行ハルハ競争ハ益々

以テ其ノ目的ヲ達スルノ媒

介ヲナセハ各郡邑獎勵ノ會

ハ決シテ欠如ス可カラサル

ノモノタリ

余輩ガ先ニ創立セル上田學

友親睦會ナルモノハ其主ト

スル処又他ニ非ラス他郡邑

ト競争ノ為ナリ松代ノ上ニ

出デント欲スルナリ松本ノ

右ニ座セント欲スルナリ薩

長土肥ノ如キハ固ト之レヲ

譬ニ以テ置カント欲スルナリ

互ヒニ以テ我國ノ隆盛ヲ致

サントナリ然ルニ方法其ノ

宜ヲ失シ終ニ保続スルコト

能ハサリキ而シテ明治十六

年夏七月有志ノ徒大ニ前會

ノ衰亡ヲ慨嘆シ同志ヲ募ツ

テ新タニ上田學友懇親會

(當時郷友會ト稱ス)ヲ設

立セリ即ハチ前會ノ志ヲ繼

ギ會員相互獎勵ノコトヲ勉

メタリ然ルニ熱心ノ士ナキ

カ或ハ規約完全ナラザルカ

又將タ方法ノ宜シキヲ得サ

ルカ必シモ前會ノ轍ヲフマ

サルモ越エテ明治十七年夏

秋ノ交ニ到レハ保続再ヒ困

難ヲ告ゲタリ茲ニ於テ平會

員相集リ本會保続ノ事ヲ討

議ス甲論シ乙駁シ終ニ本會

ノ維持法ハ本會ヲシテ勢力

ヲ得セシムルノ他ナキガ故

ヲ先ツ雜誌ヲ刊行スルニ

随テ先ツ雜誌ヲ刊行スルニ

決シ名ツクルニ月報ヲ以テ

セリ是レ本會ガ月報ヲ發兌

スル所以ニシテ毎号記録ス

ル所ハ

記事・論説及雜錄 雜報

ノ四項トス

即ハチ本報ノ起因ヲ記シ以

テ緒言トスト云フ

明治乙酉歲一月七日

山極勝三郎識